

# わが子のために使える権利

## パパ・ママカレンダー

[富山県教職員組合発行 2022年度版]

マ マ	権利名	条件	妊娠（※1月＝28日）										出産 1年目				2年目				3年目		4年目		5年目		6年目		小学生		中学生		備考		
			1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1歳～	2歳～	3歳～	4歳～	5歳～	1～3年	4～6年	備考			
マ マ	母子保健検診休暇（特休）	保健指導、健康審査をうける場合	4週間につき1日				2週間につき1日			1週間につき1日		1日										入学式		・医師の特別な指示がある場合はその回数 ・1回につき、1日の勤務時間内で必要と認められる時間											
	妊娠障害休暇（つわり休暇）（特休）	つわり等で勤務することが著しく困難な場合	14日まで（時間単位の取得も可）										1日										・1日、半日、時間単位の取得（14日の範囲内） ・手続き不要（校長の承認のみ） ・つわり、妊娠中毒症、切迫流産等												
	妊娠中の通勤緩和（特休）	通勤が健康保持に影響がある場合	1日1時間以上を越えない範囲で（通勤時間の始めか終わりに取得）										業務の軽減										・通勤緩和申請書を添付して、校長の承認を受ける ・自家用車通勤でも可												
	妊娠による勤務軽減	母子の健康を維持するため業務を軽減（体育祭・水泳・スキー指導・修学旅行引率・遠足等）	業務の軽減										補助の講師										・請求すれば、他の軽易な職務に転換してもらえる ・寄宿舎指導員は妊娠判断より、宿直免除（代員配置） ・小学校産前12週間には体育の授業や引率等の負担軽減												
	体育実技補助講師制度	体育専科で保健体育の授業を12時間以上もっている教員	補助の講師										補助の講師										・中学校体育教員は労働軽減のため講師が派遣（産前12週間目、多胎妊娠の場合は18週間目から） ・指導の主体は本人（補助講師とともに授業する）												
	妊娠中の休憩等に関する措置	勤務時間中の休憩や補食が必要なとき	必要と認められる期間										産前8週間										・所属長に口頭で休憩等の承認を求め、「時間管理表」に取得時間を記入												
	産前・産後休暇（特休）	妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性	産前8週間										産後8週間										・産前8週間・産後8週間（多胎児の場合、産前休暇は14週間）												
	育児休業	子どもの育児のために休業	育児休業										育児休業										・夫婦同時に行使可 ・配偶者が無職でも行使可 ・期間内は1回の延長可（特別な事情の場合再度延長可） ・育休中に産休に入ったとき、育休は終了 ・子が1歳になるまでは、育児休業手当金受給												
	引き継ぎ保障	産前・産後（育休後）のそれぞれの期間に代員の方と引き継ぎを行う	入るとき2日										終了後に1日										・産前休暇に入るととき2日間 ・産後休暇終了後1日 ・育休復帰時2日												
ママ & パパ	育児のための短時間勤務制度	小学校就学前の子の養育（常勤職員）	短時間勤務制度										1日2回、1日で90分以内（産休後～満3歳）										・概ね週の半分の日又は半日の時間の勤務（4つの勤務形態より選択）（「育児時間（特休）」との併用可） ・代替職員の配置（勤務時間は本人と重なってもよい）												
	育児時間（特休）（2015年1月より期間の拡大）	授乳、送迎など3歳までの子の育児のための一般的な世話	育児時間と併用する場合最高2時間※育児時間(45分×2)+部分休業										1日2時間以内										・原則午前1回、午後1回 ・午後にまとめて90分も可 ・男性は出産の翌日から行使可												
	部分休業（小学校就学の始期に達する子対象）	育児のため、勤務時間の一部について勤務しない制度	1日2時間以内										30分単位（給料は1時間単位で減額） ・承認は市町村教育委員会（夫婦それぞれ取得可） ※障害のある子は18才まで																						
	子育て支援部分休暇（満6歳に達するから3歳まで対象）	育児のため、勤務時間の一部について勤務しない制度	1日2時間以内										30分単位（給料は1時間単位で減額） ・承認は市町村教育委員会（夫婦それぞれ取得可） ※障害のある子は18才まで																						
パパ	家族看護休暇（特休）（2015年1月改正）	家族の病気やけがにかかる場合の世話。中学校就学の始期に達するまでの子は健康診断や予防接種等の付き添いも対象。	年（1月～12月）に5日以内（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上なら10日以内）										時間外勤務の免除										・小学校6年生までの子1人なら5日、2人以上なら10日まで取得可（任意の予防接種や健康診断も可） ・1日、半日、1時間（診断書提出義務なし） ・2015年1月より子の看護休暇の対象範囲を家族に拡大												
	時間外勤務の免除	3歳未満の子を養育する職員	時間外勤務の免除										育児休業（R4.10～2回に分割可）										・3歳未満の子を養育する職員、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除く。配偶者の就業の有無、配偶者の育児休業取得の有無等にかかわらず、取得可												
	育児休業	子どもの育児のために休業	育児休業（R4.10～2回に分割可）										8日間										・夫婦同時に行使可 ・配偶者が無職でも行使可 ・期間内は1回の延長可 ・特別な事情の場合再度延長可 ・子が1歳になるまでは、育児休業手当金受給（「パパママ育休プラス」の場合1歳2か月まで） ・1か月未満の育児休業取得の場合、期末手当の減額なし												
パパ	育児参加休暇	妻の出産時、小学校就学前の子どもの養育のため	8日間																																